

日高市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について

日高市国民健康保険条例の一部を改正する条例

日高市国民健康保険条例（昭和30年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改める。

日高市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表（参考資料）

改 正 案	現 行
<p>（出産育児一時金）</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対して出産育児一時金として<u>48万8,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに1万2,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>（出産育児一時金）</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対して出産育児一時金として<u>40万8,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに1万2,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p>